

令和3年度 笠岡市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

一般廃棄物処理計画実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び笠岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年条例18号）に基づき、各年度の事業計画を定めるものである。

笠岡市では令和9年度におけるごみ排出量を**平成28年度（基準年）実績に対し**、

①ごみ総排出量を約12%（1人1日平均804gまで）削減、

②リサイクル率を約24%まで向上、

③最終処分量を約12%削減

とする目標を「第2次笠岡市一般廃棄物処理基本計画」において定めた。

基本計画では、ごみの減量化・資源化を推進することにより、環境への負荷を低減し、将来の子供たちに、豊かな環境を残すこと、最終処分場の延命化やごみ中間処理施設の処理経費を減らし財政的な効果への期待等について記載した。さらに、ものを大切にする生活を広めることで、自然を、地球を、人の命を大切にする心を育むことにつながると考える。

また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点に立ち、より快適で豊かな水環境を得るため、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を進めることにより、生活排水を適正に処理する必要がある。

基本計画では令和9年度における**生活排水処理率を89.0%まで上げる**という目標を定めた。

これらの目標を達成するため、市民・事業者・行政が、ともに「学び、考え、行動する」という基本計画の基本理念に基づいて一般廃棄物処理に取り組むものである。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 計画目標及び減量化・資源化の目標

(1) 計画目標

ア 1人1日あたりのごみ総排出量

令和9年度における1人1日あたりのごみ総排出量を平成28年度実績に対して、12%削減する。

	実 績		目 標	計 画
	H28(2016) (基準年)	R 1 (2019) (直近実績)	R 3 (2021)	R 9 (2027)
1人1日あたり ごみ排出量	908.5 g	919.2 g	869.4 g	803.9 g
比 較	100%	1.2%増	4.3%減	12%減

イ リサイクル率

令和9年度におけるリサイクル率を24%に上げる。

	実 績		目 標	計 画
	H28(2016) (基準年)	R 1 (2019) (直近実績)	R 3 (2021)	R 9 (2027)
リサイクル率 ※①	19.8%	18.3%	21.8%	23.6%
再資源化量 ※②	3,319 t	2,953 t	3,272 t	2,994 t

※①リサイクル率＝再資源化量÷ごみ総排出量×100

②再資源化量：直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量

ウ 最終処分量

令和9年度における最終処分量を平成28年度実績に対して、12%削減する。

	実 績		目 標	計 画
	H28(2016) (基準年)	R 1 (2019) (直近実績)	R 3 (2021)	R 9 (2027)
最終処分量 ※③	1,329 t	1,308 t	1,169 t	1,163 t
比 較	100%	1.6%減	12.0%減	12%減

※③最終処分量：ごみ処理施設（中間処理施設）でのごみ処理工程で出た処理残渣のうち埋立処分した量

二 生活排水処理率

令和9年度における生活排水処理率を89%に上げる。

	実 績		目 標	計 画
	H28(2016) (基準年)	R 1 (2019) (直近実績)	R 3 (2021)	R 9 (2027)
生活排水処理率 ※④	70.5%	73.5%	78.0%	89.0%
行政区域内人口	50,550人	48,018人	47,310人	43,317人
非水洗化人口（計画収集人口）	12,456人	10,568人	8,463人	3,540人
水洗化・生活雑排水処理人口	35,615人	35,317人	36,901人	38,534人
公共下水道人口	25,178人	24,738人	25,915人	26,890人
集落排水人口	200人	165人	189人	175人
合併浄化槽人口	10,237人	10,414人	10,797人	11,469人
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独浄化槽)	2,479人	2,133人	1,947人	1,243人

※④生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口

【参考】平成30年度の生活排水処理率

全国平均87.2%，岡山県平均79.4%，笠岡市72.0%，

4 令和3年度の取り組み

（1）ごみの減量・リサイクルの推進

【家庭ごみ対策】

《本年度重点施策》

ア 製品プラスチックの一括回収・リサイクル

現在、国において、家庭ごみ等で焼却処理されている製品プラスチックをプラスチック製容器包装と一括回収・リサイクルする制度の検討が進められていることから、今後、制度化された場合に効率的な運用ができるよう、回収方法を検討する。

イ ワンウェイプラスチック削減の啓発

「海洋プラスチックごみ問題」の解決に向けて、レジ袋、ペットボトル、ストローなどの使い捨てプラスチックができるだけ使用しないこと、やむを得ず使用した際は分別回収を徹底することを市民・事業者に啓発する。

ウ 食品ロス削減の普及・啓発

「生ごみ3キリ運動（使いきり・食べきり・水きり）」、「冷蔵庫の食材チェック」

及び「3010（さんまるいちまる）運動」の普及・啓発に努める。

エ 情報発信・環境教育・啓発活動

ごみの減量化・資源化を図るために「4R運動」を普及・啓発する。学校教育・社会教育を問わず自主的にごみの発生抑制及び減量化に取り組めるよう、中間処理施設の見学や出前講座等を積極的に行う。特に、子ども向けイベントに環境啓発ベースを出展するなど、子育て世代を含めた若い世代への教育・啓発を強化する。

オ 廃棄物減量推進員制度

引き続き廃棄物減量推進員を中心に各地域での取組を継続していく。さらに今後の本市の施策等へ反映するため、推進員に各地域での取組や問題点など様々な意見を市に届けてもらう。

カ 指定ごみ袋制度の見直し

指定袋の配布区分、枚数の見直しを行う。

直近のごみ排出実績を踏まえて、単純従量制移行への調査・検討を行う。

キ 広告入り指定袋の作成

指定袋の外装袋に入れる廣告主を公募し、廣告を入れることで廣告料を収入する。

ク 生ごみ処理容器の普及促進

家庭ごみの中から分別収集対象品目を除くと、大きな割合を占める生ごみをできるだけ各戸で処理するよう、生ごみ処理容器の普及促進に努める。

生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ処理機の貸出事業を行う。

ケ 資源回収推進団体の維持拡大

家庭ごみの中から資源ごみをリサイクルにまわし、ごみの減量化・資源化を推進するために、引き続き補助を行うとともに、制度の周知・啓発を行うことで、さらなる資源回収推進団体の登録増に努める。

コ 分別徹底の啓発

資源ごみの分別について、さらなる習慣化・定着化を目標として、廃棄物減量推進員とも連携し、分別徹底の啓発を行う。「笠岡市分別収集の正しい分け方」については英語版・中国語版・ベトナム語版も作成し、外国人にも分別徹底してもらえるよう努める。

サ 使用済み小型家電のリサイクル推進

小型家電リサイクル法の制度と回収品目・回収場所について周知徹底を図る。

使用済み小型家電回収への協力を呼びかける。小型家電の回収方法を検討する。

シ 収集運搬体制の効率化

島しょ部の収集頻度の少なさについて、出張所等での資源ごみの拠点回収を含め

て改善を検討する。

陸地部での資源ごみの拠点回収（市役所環境課庁舎及び吉田文化会館）について、改めて周知し、利用拡大を図る。

ス ごみ出し場適正管理の支援

環境美化とごみの収集業務の効率化を図るため、補助金交付制度と防護ネットの無償貸与制度を継続するとともに、地域でのごみステーションの適正管理を支援する。

セ 水銀使用廃製品の適正処理

令和2年度から市内5箇所で開始した水銀使用廃製品（蛍光管、電池、水銀体温計・血圧計等）の分別回収（拠点回収）について、利用状況を踏まえて、改善を検討する。

ソ 笠岡市廃棄物減量等推進審議会の開催

前年度実績の評価、分析を反映させた一般廃棄物処理実施計画を毎年度策定する。策定にあたっては、その考え方等を審議いただくため笠岡市廃棄物減量等推進審議会を開催する。

【事業ごみ対策】

《本年度重点施策》

ア 焼却施設への適正搬入、資源ごみの搬入抑制

事業活動により発生する廃棄物の適正搬入を徹底するため、焼却処理申請の際に事業活動及び廃棄物の内容をヒアリングし、産業廃棄物が事業系一般廃棄物として、搬入されることがないよう指導する。分別意識の高揚を図り、あわせて、資源化を進めるために、資源ごみの焼却処理を抑制するよう指導する。

イ 多量排出事業者の減量化・資源化の推進

多量排出事業者を笠岡市事業所ごみ減量化連絡会議委員に委嘱するとともに、多量排出事業者から提出される「一般廃棄物減量等計画書」を活用して、事業ごみの減量化・資源化を図る。

ウ 食品ロス削減の普及・啓発

フードバンク活動及び「3010（さんまるいちまる）運動」の推進に努める。

エ 事業所ごみ減量化連絡会議の開催

事業所ごみ減量化のために必要な施策を検討するとともに、減量化・資源化・効率化を進めるために必要な取り組みを行う。

オ 「エコアクション21」の周知

市内事業所に、中小企業でも取り組みやすい、環境省策定の環境マネジメントシ

ステム「エコアクション21」を周知する。

(2) し尿・浄化槽等汚泥の適正処理の推進

ア 水洗化の推進

公共下水道及び集落排水施設の整備を推進し、供用開始後3年以上経過した未接続世帯については啓発を行い、水洗化率の向上を図る。

下水道整備区域外については、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付制度を広報することにより、合併処理浄化槽の普及促進を行う。

イ 適正処理の推進

し尿の収集・運搬及び処理を円滑に進めるとともに、公衆トイレの衛生的な維持管理に努める。また、浄化槽の適正な維持管理指導、検査指導を行い、環境の保全に努める。

5 収集・搬入計画

(1) 区域、種類と収集搬入・処理処分の方法等

ア 区域 笠岡市全域

① ごみ

	市環境課直営	委託
可燃	富岡, 中央町, 笠岡, 番町, 緑町, 春日台, 新横島, 旭が丘, 美の浜, 金浦, 吉浜(鉄南), 生江浜, 横島, 入江, 神島外浦(水落地区を除く), 高島, 飛島, 白石島, 北木島町, 真鍋島, 六島	城見台, 西茂平, 大井南, 園井, 今立, 馬飼, 広浜, 絵師, 吉浜(鉄北), 大河, 相生, 大宜, 用之江, 茂平, 有田, 押撫, 篠坂, 入田, 小平井, 東大戸, 西大戸, 吉田, 関戸, 尾坂, 新賀, 山口, 走出, 甲駒, 大島中, 西大島, 西大島新田, 神島, 神島外浦(水落地区), 千拓地
不燃	高島, 白石島, 北木島町, 真鍋島, 飛島, 六島	陸地部全域
資源	【陸地部】中央町, 笠岡(宮地, 浜田, 本町, 住吉, 正寿場, 川辺屋南, 川辺屋北, 殿川北, 殿川南, 西本町西, 西本町東), 一番町, 緑町, 春日台, 新横島, 旭が丘, 大井南, 園井, 今立, 馬飼, 広浜, 絵師, 金浦(鉄北), 吉浜(鉄南, 古比須), 生江浜, 相生, 吉田, 関戸, 東大戸,	【Aコース】富岡, 笠岡(大磯, 伏越), 番町, 美の浜, 大井南, 園井, 金浦(鉄南), 生江浜, 大河, 大宜, 有田, 押撫, 篠坂, 入田, 東大戸, 西大戸, 新賀, 山口, 走出, 甲駒, 西大島, 西大島新田, 横島, 神島, 平成町, カブト中央町, 拓海町
容器包装その他 以外	【島嶼部】高島, 白石島, 北木島町, 真鍋島, 飛島, 六島	【Bコース】富岡, 笠岡(西本町西, 西の浜, 追分), 美の浜, 城見台, 西茂平, 大井南, 吉浜(鉄北; 古比須を除く), 用之江, 茂平, 小平井, 尾坂, 新賀, 山口, 甲駒, 大島中, 西大島, 横島, 入江
その他 プラ	市内全域	

② し尿

収集業者	地区
市環境課直営	富岡, 中央町, 笠岡（下追分団地をのぞく）, 番町, 緑町, 新横島, 美の浜, 園井（大峠）, 横島, 入江, 神島外浦, 高島, 飛島, 六島, 干拓地
アフタークリーン笠岡	旭が丘, 金浦, 吉浜（鉄南）, 生江浜, 走出, 甲弩, 北木島町, 真鍋島
クリーンシステム	大島中, 西大島, 西大島新田, 神島, 白石島
中国水道	城見台, 西茂平, 大井南（E ブロック）, 吉浜（鉄北）, 大河, 相生, 大宜, 用之江, 茂平, 有田, 押撫, 篠坂, 入田
マルヨシ産業	笠岡（下追分団地）, 春日台, 大井南（A～D ブロック）, みの越, 園井, 今立, 馬飼, 広浜, 絵師, 小平井, 東大 戸, 西大戸, 吉田, 関戸, 尾坂, 新賀, 山口

イ 種類及び収集搬入方法

① ごみ（家庭から排出されるもの）

種類	排出方法	収集搬入方法
可燃ごみ	市の指定袋に入れて排出する 〔木の剪定枝及び簾・よしずのみ束ねて排出可〕	市が指定した曜日に、地区で指定された場所で、市環境課直営または委託業者による収集
不燃ごみ	市の指定袋に入れて排出する 〔指定袋に入らない蛍光灯管及び傘のみ束ねて排出可〕	同上
資源ごみ	容器包装 プラスチック (その他プラ)	収集用ネットに入れる
	缶	アルミ缶・スチール缶を分けずに黄色のコンテナ（大）に入れる
	ガスボンベ 缶・スプレー缶	黄色のコンテナ（大）に入れる
	金属類	黄色のコンテナ（大）に入れる
	びん 〔無色、茶色、 緑色、その他〕	それぞれ黄色のコンテナ（小）に入れる
	ペットボトル	収集用ネットに入れる
	布類	紐で縛るか透明の袋に入れる
	紙類 〔新聞紙、雑 紙ダンボール、紙パック、〕	それぞれ紐で縛って排出。雑紙は雑誌などと一緒に縛るか、同質の紙袋に入れる
	使用済 小型家電	市環境課へ直接搬入するか、各地区に設置された回収ボックスに投入する
		随時、各地区の回収ボックスで市環境課直営による収集

種類	排出方法	収集搬入方法
水銀使用廃製品	市環境課へ直接搬入するか、拠点場所に設置された回収ボックスに投入する	隨時、拠点場所の回収ボックスで市環境課直営による収集
粗大ごみ	市の搬入許可を受ける	排出者自らが市の指定する搬入先へ搬入
	粗大ごみ収集券を貼付して排出	市の指定する場所で市環境課直営による収集
地域清掃、その他	市担当課による指定ごみ袋で排出	隨時、市環境課直営または市担当課による収集
不法投棄	—	
市民団体による資源回収(廃品回収)	資源回収業者の定める方法で排出	資源回収業者との契約による

② ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

種類	排出方法	収集搬入方法
一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する場合	市民または事業者と一般廃棄物収集運搬許可業者との契約内容による	市民または事業者と一般廃棄物収集運搬許可業者との契約内容による
事業者が自ら搬入する場合	—	市が指定する施設へ事業者が自ら搬入（可燃ごみのみ）

③ し尿及び浄化槽等汚泥

種類	収集搬入方法
し尿	市環境課直営または委託業者（直営収集地域以外）が収集し、委託業者が処理施設へ搬入する
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集

(2) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物及び一時多量ごみの搬入先

事業活動に伴って生じる一般廃棄物（一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物（岡山県西部環境整備施設組合廃棄物の処理に関する条例第3条第2項）を含む。）及び一時多量ごみは、次の表の市が指定する施設に排出者自ら搬入する。

搬 入 先	所 在 地	搬 入 物
岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	里庄町新庄 3655	可燃ごみ、可燃系粗大ごみ 岡山県西部環境整備施設組合廃棄物の処理に関する条例第3条第2項に定める産業廃棄物
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	笠岡市平成町 105	不燃ごみ（公共のみ） 不燃系粗大ごみ（公共のみ）

6 中間処理計画

(1) 資源化施設(一部事務組合)

施 設 名	対 象 物	処 理 量
岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ	びん（生きびんを除く）・プラスチック容器包装（白色トレイ・ペットボトルを除く）・布・水銀使用廃製品	一部事務組合の処理計画による

(2) 破碎処理施設(一部事務組合)

施 設 名	処 理 量
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター	一部事務組合の処理計画による

(3) 焼却施設(一部事務組合)

施 設 名	処 理 量
岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場	一部事務組合の処理計画による

(4) し尿処理施設(一部事務組合)

施 設 名	処 理 量
岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター	一部事務組合の処理計画による

7 最終処分計画

処 分 場 名	処 分 方 法
三重中央開発(株)（三重県伊賀市）	一部事務組合の処理計画による
カミシマ技研（株）（笠岡市神島）	一部事務組合の処理計画による